

待ったなし！  
第二次飯綱町ごみ減量化計画  
(いいつなG35プラン)

令和元年 12 月



飯 綱 町

# 目次

## はじめに

「地球環境の保全」と「長野広域連合ごみ処理施設整備」に向けた取組

- 1 ごみを減量する必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 ごみの減量・リサイクルの推進は意識改革から・・・・・・・・・・ 1
- 3 ごみの減量は待ったなし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## I G35 プランとは

- 1 可燃ごみの減量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (1) 基準年度及び目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (2) 減量目標量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (3) 協働によるごみ減量施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
    - 住民のアクション／行政のアクション・・・・・・・・・・ 3-5
- 2 リサイクルの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (1) 基準年度及び目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (2) リサイクル率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (3) 協働によるリサイクルの推進施策・・・・・・・・・・・・・・ 6
    - 住民のアクション／行政のアクション・・・・・・・・・・ 6
- 3 事業所の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## II G35 プランの概念

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (1) ごみに対する意識の転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (2) ごみの発生抑制、再使用、再生利用の推進・・・・・・・・・・ 8
  - (3) 住民・事業者・行政の協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 計画の位置付けと期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## III G35 プランの効果

- 1 ごみ減量をもたらす効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (1) 可燃ごみ処理施設等建設費負担金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (2) 可燃ごみ処理施設等管理運営費負担金・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 ごみ減量で見えてくる将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (1) ごみ処理を取り巻く社会状況の変化・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (2) 自然環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (3) 効率的な財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## IV G35 プランの周知・進行管理

- 1 計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 資料編 G35 プランまでの背景

- 1 ごみ量の推移と予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (1) ごみ排出量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11-12
  - (2) 長野広域管内構成市町村の1人1日当たりの可燃ごみ排出量の比較・・ 13
  - (3) 可燃ごみ排出量の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (4) 資源物類・古紙類排出量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14-15
- 2 不法投棄の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 「信州プラスチックスマート運動」の実施・・・・・・・・・・・・・・ 15-16
- 4 外食時のおいしく「食べきり」ガイド・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17-18

# はじめに

「地球環境の保全」と「長野広域連合ごみ焼却施設整備」に向けた取組

## 1 ごみを減量する必要性

町では、第2次総合計画前期基本計画に示されている地球温暖化防止のための二酸化炭素排出量の削減施策と長野広域連合ごみ処理施設整備等（B焼却施設、最終処分場）の負担金が大きな課題であり、その負担金については、算出方法が前々年度（2年前）の可燃ごみ排出量の実績割合で求められます。特に施設等に係る管理運営経費にあっては、ごみ量割100%とされていることから、負担金の削減にはごみの減量化を着実に推進していかなければなりません。

## 2 ごみの減量・リサイクルの推進は意識改革から

行政ではごみの減量に向けてその旗振り役を行いますが、ごみを減量していくためには住民の皆さんの日常生活での意識改革が不可欠で、協力がなければ達成できません。また、ごみ減量には発生・排出の抑制はもちろんのこと、限りある資源の有効活用を図ることも重要です。

資源ごみのリサイクルは、地区衛生組合長（廃棄物減量等推進員）による地域での啓発活動を中心に統一した分別でごみ処理を行っています。その中で古紙類については、現在逆有償で引きとられています。その金額は、平成30年度で1kg当たり平均9.2円、約217万円が収入となりました。これは町にとっても貴重な収入となり、今後も新聞紙や紙パックなどの古紙類をいかに分別することにより増やせるかが課題となります。

## 3 ごみの減量は待ったなし

近年のごみ排出量の推移をみると、可燃ごみはごみ全体の約7割を占めその量は人口が減少しても増加傾向にあります。また、可燃ごみの約36%余りが水分であることが分かっています。これまでごみ処理に要した経費は決して少なくないことや、今後町に求められる長野広域連合の可燃ごみ処理施設等に係る負担金や地球温暖化を防止するための二酸化炭素の排出量削減など総合的に勘案すると、『ごみの減量』は待ったなしの状況に変わりはありません。

そこで、ごみの減量に向けて住民の皆さんのごみ処理意識を変えていく重要性和ごみの中に多く含まれている資源物（古紙・プラスチック類など）のこまめな分別など「資源循環型社会」の実現を目指していくために、ごみを排出する住民の皆さんはもとより販売などを行う事業者、そして行政三者の協働なくしてその実現は図れません。今おかれている環境問題や新たな課題など、今後の道しるべとして『ごみ減量35%』を目標に掲げて取り組みます。

なお、一般廃棄物処理事業実態調査（平成29年度実績）結果が環境省から公表され、長野県が4年連続で1人1日当たりのごみ排出量が少ない都道府県1位になりました。（平成28年度実績と比べて5g減って817g）

# I G35 プランとは

## 1 可燃ごみの減量

### (1) 基準年度及び目標年度

基準年度は、飯綱町ごみ減量化計画と同じ「平成 25 年度」とします。  
 目標年度は、「令和 4 年度」と計画最終年の「令和 6 年度」とします。

### (2) 減量目標量

可燃ごみの組成内容から水分が全体の 35.7%、資源ごみに分別できる紙類や布類等も含まれていることを踏まえ、生ごみの水きりの徹底や古紙類回収とその他資源ごみの分別を徹底することで実行可能な目標量とします。

○可燃ごみ排出量： 令和 4 年度 - 1,608.5 t (△689.4 t 30%)  
 令和 6 年度 - 1,493.6 t (△804.3 t 35%)

平成 25 年度での 可燃ごみ組成率	排出量 t	割合 %	令和 4 年度		令和 6 年度	
			減量分 t	減量割合	減量分 t	減量割合
水分	820.3	35.7	246.2	30% (10.7)	302.2	37% (13.2)
紙・布類	859.4	37.4	259.3	30% (11.3)	299.8	35% (13.0)
木・竹わら類	108.0	4.7				
プラスチック・ゴム類	149.4	6.5	30.9	20% (1.4)	36.4	24% (1.6)
厨芥類	307.9	13.4	109.3	35% (4.7)	122.2	40% (5.3)
不燃雑芥類	43.7	1.9	43.7	100% (1.9)	43.7	100% (1.9)
その他	9.2	0.4				
計	2,297.9	100.0	689.4	(30.0)	804.3	(35.0)

※組成率は平成 29 年度の参考値

### 令和 4 年度目標年度の 1 人 1 日当たり排出量と削減率

区分	平成 25 年度		令和 4 年度	削減量	削減率
可燃ごみ量 (年)	2,297.9 t	➡	1,608.5 t	689.4 t	30%
1 人 1 日当たり排出量	553.6 g		447.7 g	105.9 g	
人口 (県公表 10 月 1 日)	11,372 人		9,844 人	△1,528 人	

### 令和 6 年度目標年度の 1 人 1 日当たり排出量と削減率

区分	平成 25 年度		令和 6 年度	削減量	削減率
可燃ごみ量 (年)	2,297.9 t	➡	1,493.6 t	804.3 t	35%
1 人 1 日当たり排出量	553.6 g		428.1 g	125.5 g	
人口 (県公表 10 月 1 日)	11,372 人		9,532 人	△1,840 人	

※G35 とは、

ごみ排出量 35% の削減を目標とする合言葉で、G はごみの頭文字 (ローマ字) です。

### (3) 協働によるごみ減量施策

#### 住民のアクション

##### 【ごみをつくらない取組・ごみにしない取組】

○ 不用なものは、「買わない!」「もらわない!」 - **リデュース**

ものを購入するときは、「本当に必要なものか?」を考え購入しましょう。100円ショップや無料のものでも必要以上に買ったり、もらうことにより『ごみ』にしてしまうことが無いように心がけましょう。

○ 長期間使用できる製品を利用しよう! - **リデュース**

LED照明や充電電池など寿命の長い製品を選択し、不用となるサイクルを延ばしましょう。

○ 過剰な包装は断ろう! - **リデュース**

買い物での過剰な包装は自ら断る。包装1回で平均15gほどの包装紙を削減することができます。

(1人が年6回ほど包装紙を断ると、年間約1トンの可燃ごみが減量できます。)

○ マイバックを持参しよう! - **リデュース**

マイバックを持参することで、持ち帰りなどに配られる包装袋の使用を少なくすることができます。(平成31年3月調査の県マイバック持参率は70.6%)

○ 詰め替え製品を利用しよう! - **リデュース・リユース**

洗剤やシャンプーなどの日用品で、同じものを購入するときは『詰め替え商品』がないか確認しましょう。

○ 繰り返し使える製品を利用しよう! - **リデュース・リユース**

ビール瓶や牛乳瓶などリターナブル瓶を使用した商品を利用したり、マイカップや繰り返し使える食器などを積極的に使用しましょう。

○ 長期利用に取り組もう! - **リデュース・リユース**

粗大ごみとなるような家具などは、修理やリフォームで大事に長期間利用しよう心がける。どうしても不要となるものは、必要な人に譲ったり、フリーマーケットなどをできるだけ活用しましょう。

○ 資源回収等を進めている販売店を利用しよう! - **リデュース・リサイクル**

販売店によっては、販売した資源を店頭などで回収していることからその利用に心がけましょう。

##### 【生ごみの削減】

○ 食品ごみを減らそう! - **リデュース**

『食べられる量』をきちんと把握し、計画的に購入しましょう。「賞味期限」や「消費期限」を把握し、捨てることのないよう心がけましょう。

○生ごみの自家処理に取り組もう！－**リサイクル**

家庭で生ごみ処理（堆肥化）に取り組んで、生ごみを減らしましょう。

○生ごみの水分を削減しよう！－**リデュース**

生ごみをできるだけ水に濡らさないようにし、生ごみに大量の水分があるときは、水切りを十分に行い余分な水分を取り除きましょう。

**行政のアクション**

【ごみをつくらない取組・ごみにしない取組】

○住民アイデアの活用－**リデュース**

ごみを減らすためには、住民の皆さんからのアイデアも必要となります。ごみ減量に関する指導や啓発が行政からの一方通行とならないよう、住民の皆さんからアイデアを募集したり、地区衛生組合長（廃棄物減量等推進員）や消費者の会など広く住民の声を拾い上げ、意見が反映できる体制をつくりまします。

取組の内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住民アイデアの活用	・アイデア募集 ・実施、啓発	⇒	⇒	・評価の実施と今後の対策

○ごみ減量出前講座－**リデュース・リユース**

住民や事業所、行政が協働してごみを減らしていくためには、ごみに対する意識改革を更に推進する必要があります。地区衛生組合長や消費者の会などと連携し、地区に入り「ごみ減量出前講座」を展開します。

取組の内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ減量出前講座	・減量計画推進 ・出前講座	⇒	⇒	・評価の実施と今後の対策

【生ごみの削減】

○生ごみ処理機器の推進－**リサイクル**

生ごみの処理は、水分の多いごみが削減されるため減量効果が大きいだけでなく、住民の皆さんの自主的なごみ減量行動としての意識向上につながります。

家庭から排出される生ごみの処理に対し、その処理を行うための機器等購入費に補助していましたが、令和元年度（平成31年度）で終了予定です。

取組の内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生ごみ処理機器の推進	・補助要綱の終了予定	・生ごみ処理機器の推進	⇒	・評価の実施と今後の対策

○『残さず食べよう！30・10運動』の推進－**リデュース**

長野県は、「ごみ（一般廃棄物）排出量の少なさランキング4年連続日本一」となりました。これからも日本一を続けるために、また、この美しい自然を次世代へと引き継ぐためにも、更なるごみ減量は重要な課題です。

食品ロス削減の取組を行うお店を、県が「協力店」として認定しています。また、ごみ減量情報発信サイト「信州ごみげんねっと」に情報を掲載しています。

## 《消費期限と賞味期限》

食品に表示されている年月日には、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。

このうち「消費期限」は、弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど日持ちのしない食品につけられるもので、未開封で所定の保存方法を守った場合「安全に食べられる目安」を示しています。これに対して「賞味期限」は、袋菓子、レトルト食品、缶詰、ペットボトル飲料など、常温や冷蔵等である程度長く保存できる食品につけられ、未開封で所定の保存方法を守った場合「おいしく食べられる目安」を示すものです。

したがって、消費期限は守った方が安全ですが、賞味期限は1日過ぎたからといって食べられなくなるわけではありません。賞味期限だけに頼るのではなく、自分の五感を活用して食べられるかどうかを判断することが大切で、それは食品ロスを減らすことにもつながります。

## 2 リサイクルの推進

### (1) 基準年度及び目標年度

基準年度及び目標年度は、1可燃ごみの減量と同じ各年度とします。

### (2) リサイクル率

可燃ごみの組成内容から混在している紙類とプラスチック類などを更に徹底して分別することによる実行可能な目標量を定めました。

○リサイクル率： 令和4年度－27%（資源ごみ量624t）  
令和6年度－30%（資源ごみ量672t）

（単位：t）

種 類	平成25年度	過去5年度 (平均)	目 標 年		
			令和4年度	令和6年度	備 考
空き缶類	27.6	20.6	23	28	
空きびん類	73.6	71.5	74	78	
金属類	23.9	24.8	27	30	
ペットボトル	13.4	12.5	15	18	
プラスチック製容器包装	49.4	64.7	67	67	
その他プラスチック	20.4	21.9	24	24	徹底分別
新聞紙・ダンボール等古紙類	420.2	368.8	394	427	徹底分別
<b>資源ごみ合計①</b>	<b>628.5</b>	<b>584.8</b>	<b>624</b>	<b>672</b>	
可燃ごみ類	2,297.9	1,986.8	1,609	1,494	徹底分別
埋め立てごみ	35.3	30.9	31	30	
粗大ごみ	39.5	39.9	39	38	
乾電池・蛍光管類	5.8	5.2	5	5	
<b>ごみ排出量②</b>	<b>3,007.0</b>	<b>2,647.6</b>	<b>2,308</b>	<b>2,239</b>	
<b>資源化率（①÷②）</b>	<b>20.9%</b>		<b>27%</b>	<b>30%</b>	

### (3) 協働によるリサイクルの推進施策

#### 住民のアクション

##### ○資源ごみの分別を徹底しよう！－リサイクル

町が収集している資源ごみは、「缶、びん、ペットボトル、紙等古紙類、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、金属類」の7種類です。可燃ごみの中には紙等古紙類やプラスチック類などの資源ごみがまだ混じっているのが現状で、可燃ごみの減量に向け、こまめな分別をし資源化に取り組みましょう。

##### ○新たな資源分別に取り組もう！－リサイクル

資源ごみについては、古紙類（新聞紙・ダンボール・紙パックなど）や金属類、ペットボトル、プラスチック製容器包装など種類別に分け排出しています。

家庭から排出される不用な「小型家電」（パソコン・カメラ・リモコンなど）は分別回収し、粗大ごみに排出せず新たな資源として生まれ変わるよう資源化に取り組みましょう。（貴金属、レアメタルなど有用金属）

#### 行政のアクション

##### ○資源物の集団回収によるリサイクルの推進と補助金の交付－リサイクル

古紙類、特に新聞紙・ダンボールや雑誌類の集団回収は小学校PTAを中心に行われています。資源ごみ集団回収の取組は、参加した人たちのリサイクル意識を高揚させるとともに、住民の皆さんの協働が不可欠となります。

町は、回収量に応じて補助金を交付しています。

取組の内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資源ごみ集団回収 補助金の交付	・補助金交付	⇒	⇒	・評価の実施と今後の対策

##### ○古着リサイクル事業の継続－リユース

各家庭の古着（Tシャツ、トレーナーなど）は、リユースができることからその取組を継続します。

取組の内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
古着リユース	・年2回	⇒	⇒	・評価の実施と今後の対策

##### ○小型家電リサイクルの継続－リサイクル

小型家電95品目（テレビ・冷蔵庫など家電4品目以外）に貴金属、レアメタルなどの有用金属が含まれており、資源として注目されていることから小型家電のステーション回収を継続します。

取組の内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小型家電リサイクル	・年を通して	⇒	・評価の実施と今後の対応	⇒

### 3 事業所の協力

事業所から排出されるごみは、事業系のごみとして自ら適切に処理する責任があります。自主的な「ごみ減量化計画」をつくり、無駄なコストを見直すとともに、リサイクルを推進することは事業所のイメージアップにもつながります。

住民の皆さんや行政と協働して「資源循環型」社会の構築に協力していただきます。特に、飲食店、宿泊施設（民泊サービスなどの住宅宿泊も含む。）、食料品販売関連事業者の皆さまは、「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店への登録を推進します。

## II G35 プランの概念

### 1 基本理念

私たちには「もったいない」という言葉で表されるように、古くから「もの」を大切にす知恵に即し、愛着をもって最後まで使いきる生活習慣がありました。

その一方で、「大量生産、大量消費、大量廃棄」という資源浪費型の社会と便利さ「もの」の豊かさを重視した生活スタイルを展開してきました。その結果、私たちの生活は大変便利になりましたが地球温暖化や自然破壊、化石燃料の枯渇化、廃棄物の処理等で様々な問題を引き起こしています。

ごみ減量取組の目的は、単にごみの排出量を削減するだけでなく持続可能な『資源循環型社会の実現』と『環境負荷の軽減』に深い視点を置き、環境に配慮したライフスタイルの実現が究極の目的であります。

当町の可燃ごみ処理は、信濃町と共同運営してきた北部衛生クリーンセンター焼却施設の老朽化と国の方針により、長野広域連合が運用開始した「ながの環境エネルギーセンターへの移行を契機として、住民・事業者・行政がお互いの立場と役割を理解し、みんなで知恵を出し合い、工夫してごみ減量の取組を更に展開していかなければなりません。

ひと 自然 いきいき未来 飯綱町



広がれ「もったいない精神」の輪がつくる  
資源循環型社会のまち いいづなまち (G35)

### 2 基本方針

ごみの減量に取り組むためには、住民・事業者・行政のごみ減量に対する意識を共有するとともにくらしや事業活動の中で、発生抑制（リデュース：Reduce）・再使用（リユース：Reuse）・再生利用（リサイクル：Recycle）という考え方に基づき実行することが大切です。

### (1) ごみに対する意識の転換

住民の皆さんには環境に配慮したライフスタイルが求められ、また事業者には環境負荷の低減と環境保全に貢献する事業活動の推進が求められていることから、ごみ減量の取組に際して、今まで以上にごみの発生抑制・再使用・再生利用など環境に配慮した意識の転換が必要となります。

町も自ら意識の転換を図るとともに、ごみ減量に対する情報発信や情報の共有、環境啓発など、子供から大人までを対象とした様々な学習機会を提供します。

### (2) ごみの発生抑制、再使用、再生利用の推進

「資源循環型社会」を形成する上での基本原則の一つとして示されている3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に基づき推進します。最も優先しなければならないのは発生抑制で、町は住民の皆さんや事業者と協力して、ごみの発生抑制を推進します。

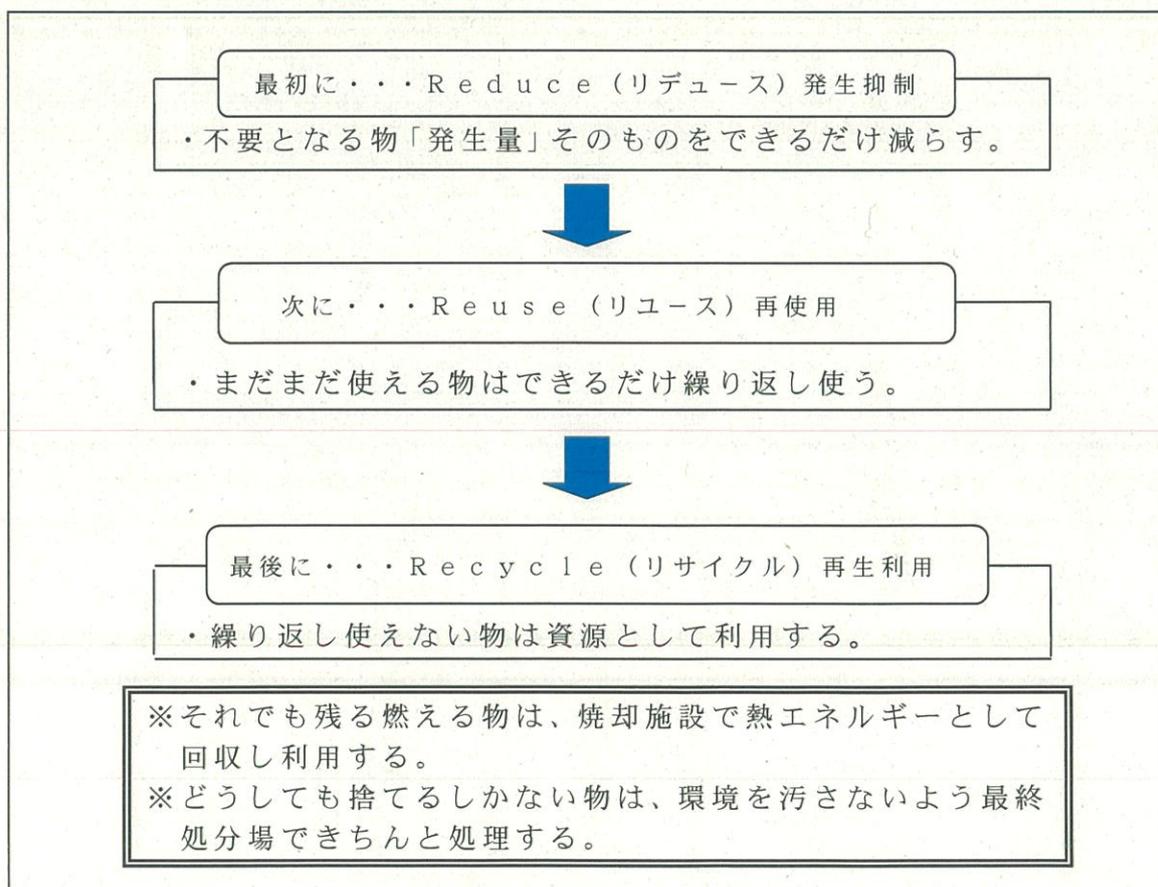
また、やむを得ず発生するごみは、できる限り再使用や再生利用を行うことが必要となり、事業者や住民の皆さんは自主的なリサイクルに努め、町は安定したルートの確保やシステムを整備し、円滑な資源循環を実現します。

### (3) 住民・事業者・行政の協働

循環型社会を築くためには、住民の皆さんや事業者が環境に配慮した自主的な行動をとることが求められます。

また、町は住民の皆さんや事業者の取組への支援をする必要があることからお互いに理解を深め、協働して3R施策を推進します。

### ※3Rに基づくごみ減量の関係



### 3 計画の位置付けと期間

本計画は、平成30年3月に策定された第2次飯綱町環境基本計画及び第2次飯綱町総合計画前期基本計画との整合を図って策定しました。

また、計画の期間は、令和2年度から6年度までの5年間とし、この5年間に住民・事業者・行政が取り組むべき具体的な行動を示しています。なお、ごみを取り巻く状況など大きな変動があった場合には見直しを行います。

## Ⅲ G35プランの効果

### 1 ごみ減量をもたらす効果

#### (1) 可燃ごみ処理施設等建設費負担金

長野広域連合が整備を進めている可燃ごみ焼却施設ほか3施設の建設費は、平成30年の段階ではおよそ415億円で、構成市町村の負担金は建設費の交付金等を除く施設借入金に課せられます。町の負担金は、『人口割10%とごみ量割90%』から積算すると令和5年度が25,590千円と最大値となります。

#### (2) 可燃ごみ処理施設等管理運営費負担金

長野広域連合が整備を進めている可燃ごみ焼却施設ほか3施設の管理運営費は、その処理を続けていく限り将来にわたって負担していくもので、構成市町村には『ごみ量割100%』で課せられます。運営開始の平成31年度（令和元年度）では年22億48,581千円で、町の負担金は34,010千円となります。

### 2 ごみの減量で見えてくる将来像

#### (1) ごみ処理を取り巻く社会状況の変化

今の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会から、一度使用した資源を再利用することで持続可能な「資源循環型社会」への転換が図られ、石油やレアメタルなどの限りある資源が保存されるとともに、私たちが享受してきた快適な生活環境の確保と円滑な経済活動の実現が持続できます。

#### (2) 自然環境の保全

この100年の間に地球の気温は、これまでにない速さで上昇しておりこれにより日本や世界各地のいままでの気候が変わり、生き物など様々なところに影響を与えています。

この原因は、快適な生活環境の維持による石油や石炭など資源の大量消費やごみなどを燃やすことによる二酸化炭素等の増加で、空気中の「温室効果ガス」の濃度が高くなったことによるものです。

私たちのごみ減量・再資源化の推進により、消費されるエネルギーの節約から二酸化炭素など温室効果ガスを削減することで、長野広域連合「ながの環境エネルギーセンター」やB焼却施設、須坂市に建設される可燃ごみ最終処分場周辺での環境負荷の軽減が図られ、地域住民へ良好な生活環境を提供することができます。

そしてその関連施設の長寿命化と、もって地球の温暖化を防ぎ、異常気象の減少と良い自然環境を次世代に残していくことにつながります。

### (3) 効率的な財政運営

ごみの減量で直にもたらす効果は、可燃ごみ処理に係る当町の事業費割合が見直され、それに伴う負担金が節約されることとなります。

町としては、ごみの減量で特に可燃ごみの処理コストに対して節約になった負担金は、ある一定程度住民の皆さんの生活環境関係に係る経費の支援に還元できるような施策を整備するとともに、住民の皆さんや行政が協働してごみの減量に努力することで無駄なコストをかけず効率的な財政運営が築けます。

## Ⅳ G35 プランの周知・進行管理

### 1 計画の周知

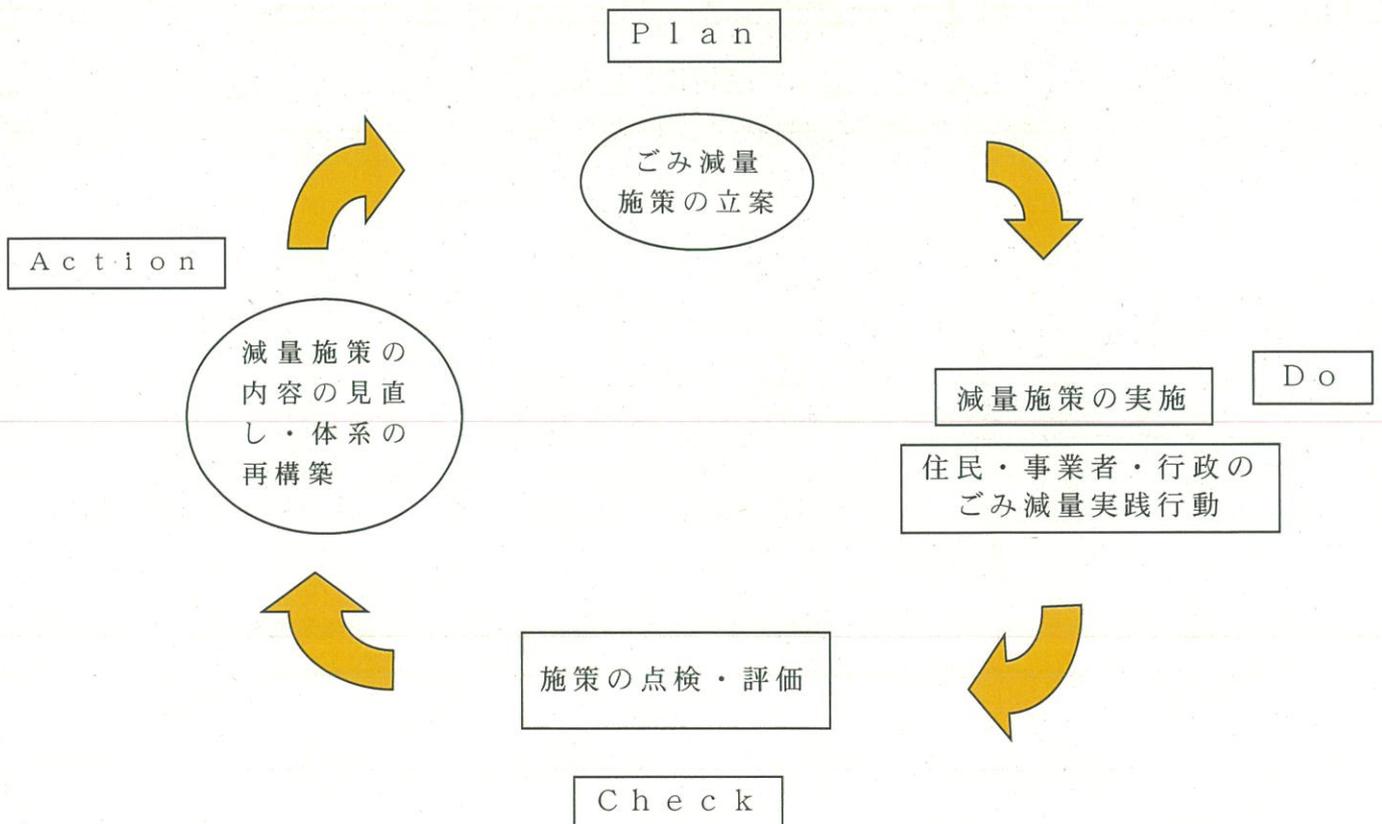
この計画を効果的に推進していくためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、確実な取組を行っていくことが不可欠です。

この計画を推進するために、町ホームページや広報での情報公開のほか、「ごみ減量出前講座」を実施します。

### 2 計画の進行管理

この計画に示された施策を実施していくために、町実施計画に反映させ施策の評価を行い、取組の内容の見直しを行うなど効果的に進行管理を行います。

(P D C A サイクルによるごみ減量施策の進行管理イメージ)



## 資料編（G35 プランまでの背景）

### 1 ごみ量の推移と予測

#### (1) ごみ排出量の推移

町のごみ排出量（家庭系と事業系の合計）は、この5年間を見ると2,670 t 前後で推移しています。また、1人1日当たりのごみ排出量は人口の減少から、最近ではその値は増加傾向にあり、平成30年度は637.9 gとなりました。

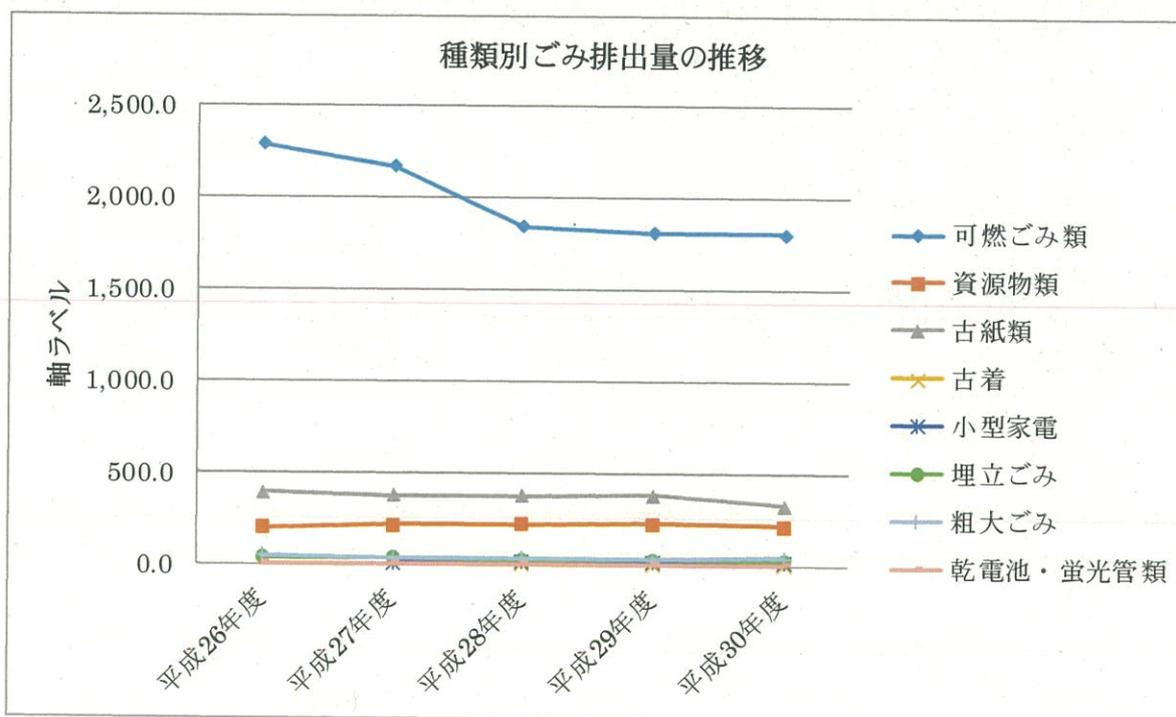
その中で可燃ごみ類は、全体の約74%を占めています。また、資源ごみである古紙類は減少傾向にあり、平成30年度は325.5 tとなりました。

#### 種類別ごみ排出量の推移

(単位:t)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
可燃ごみ類	2,293.3	2,174.2	1,845.1	1,812.9	1,808.5
資源物類	201.1	216.6	222.8	225.0	214.3
古紙類	389.4	373.7	375.0	380.6	325.5
古着		10.1	10.6	10.3	8.4
小型家電		10.7	14.1	13.7	14.7
埋立ごみ	35.5	34.1	28.0	32.5	24.4
粗大ごみ	49.3	37.9	35.5	32.9	44.2
乾電池・蛍光灯類	5.4	5.8	5.3	5.1	4.6
計	2,974.0	2,862.9	2,536.3	2,513.0	2,444.6

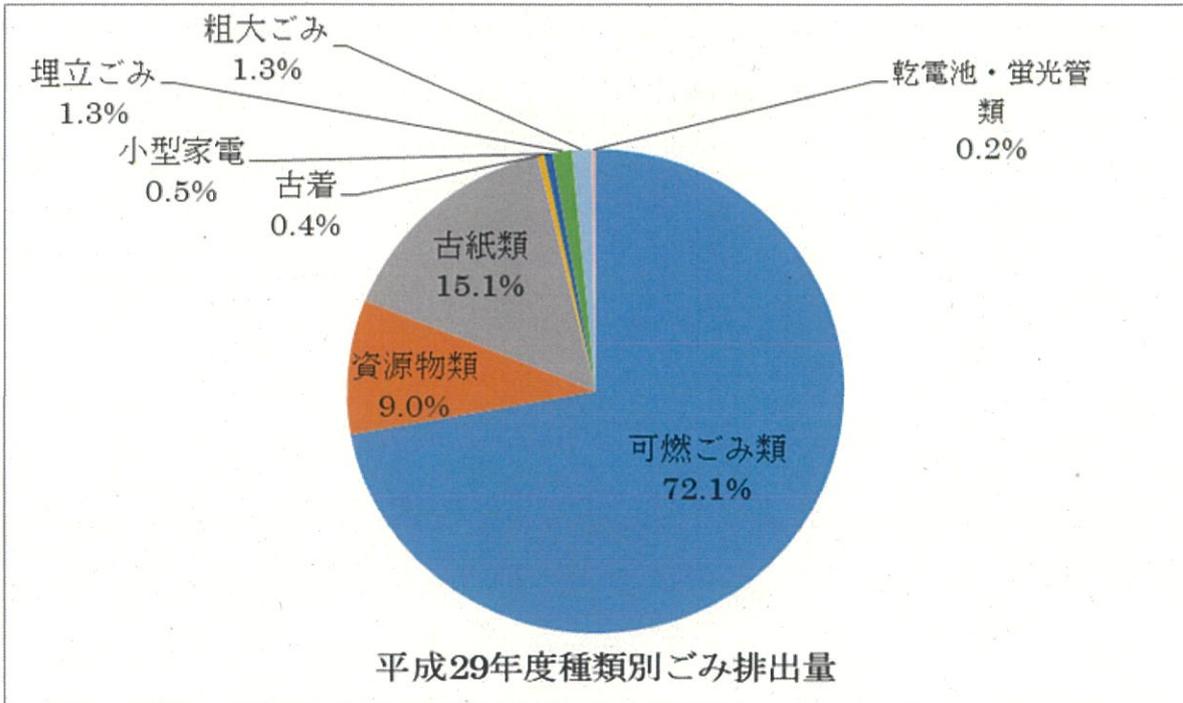
※可燃ごみ類：主に北部衛生施設組合（信濃町）で処理した家庭系及び事業系ごみ  
 ※資源物類：空き缶類、空きびん類、金属類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他プラスチック



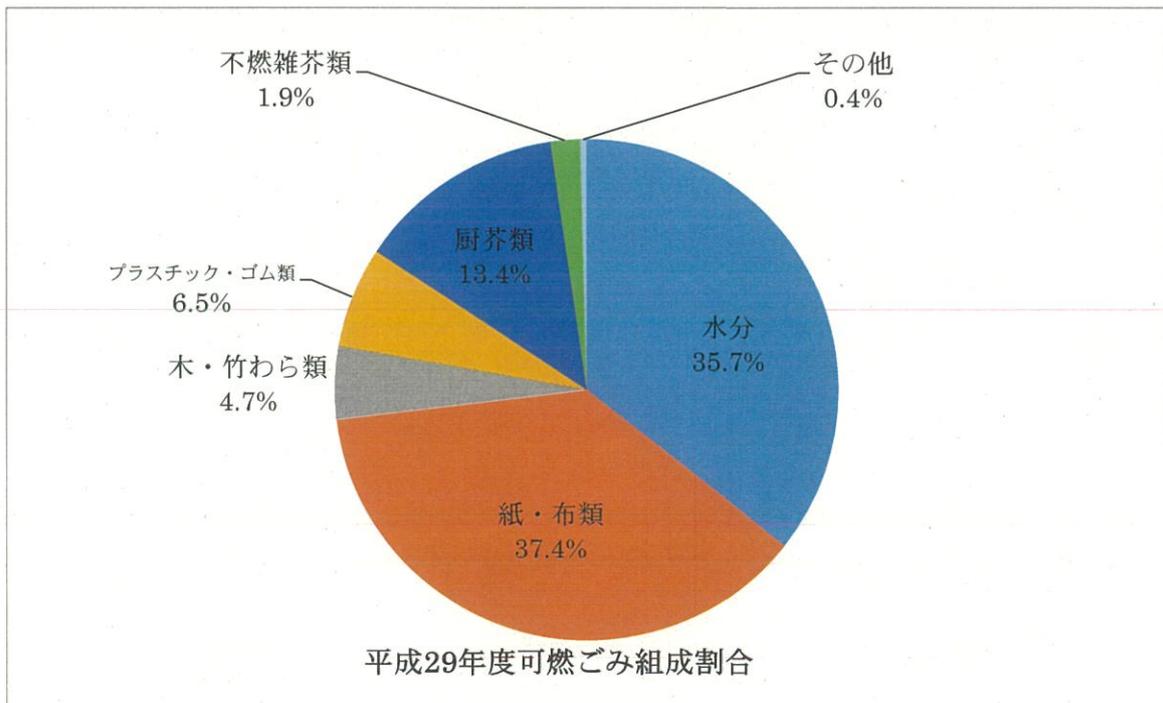
(ごみの組成)

平成 29 年度のごみの組成をみると 72.1%、約 7 割強が可燃ごみ類です。続いて新聞紙などの古紙類が 15.1%で空き缶やペットボトルなどの資源物類は 9.0%という内容でした。

以上から、ごみ排出量を効果的に削減していくには今後も排出割合の大きい可燃ごみ類を焦点に対応していくことが一番の近道となります。

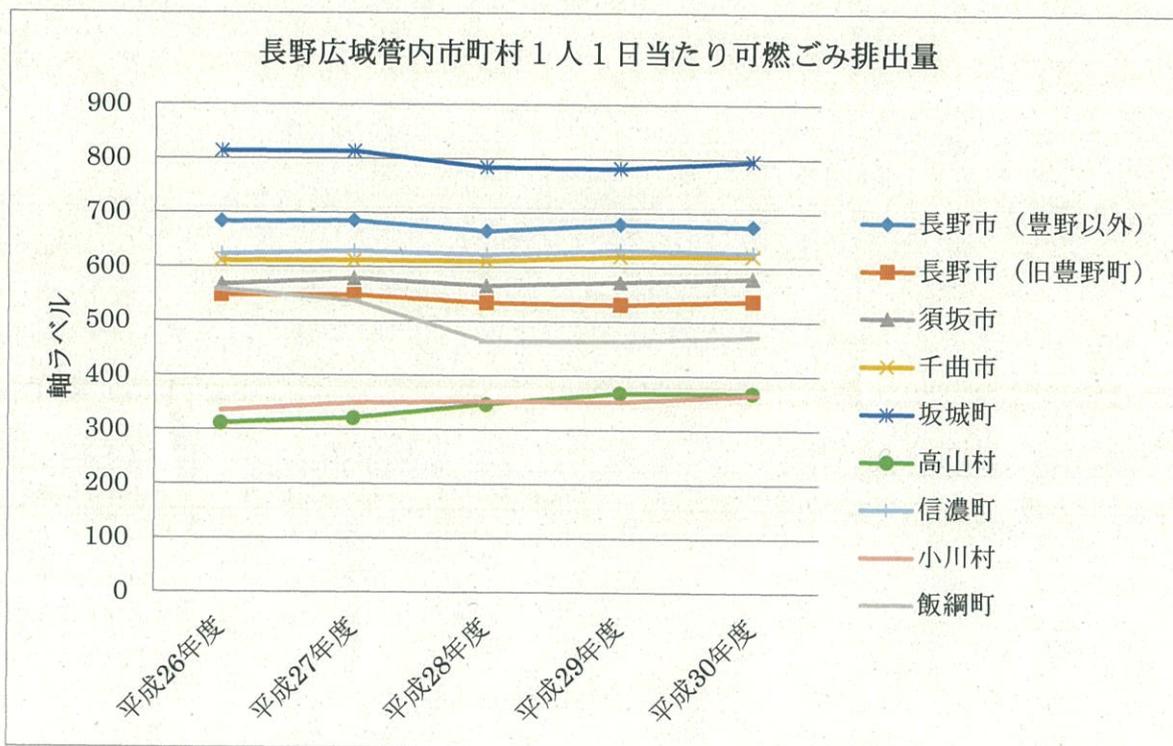


※平成 29 年度可燃ごみの組成の割合【参考値】



(2) 長野広域管内構成市町村1人1日当たりの可燃ごみ排出量の比較

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	(単位:g)
						10月1日人口
長野市(豊野以外)	684	686	667	680	676	362,839
長野市(旧豊野町)	549	549	535	532	539	9,465
須坂市	568	579	566	573	580	49,991
千曲市	612	613	612	621	622	59,509
坂城町	814	814	785	783	796	14,470
高山村	312	322	348	369	369	6,808
信濃町	624	630	624	632	628	7,967
小川村	336	350	353	353	365	2,461
飯綱町	559	538	463	464	472	10,500



(3) 可燃ごみ排出量の予測

令和2年度から6年度までの可燃ごみの排出量と計画収集人口の平均伸び率をもとに推計すると下表のとおりとなります。

(単位:t)

年度	平成25年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
可燃ごみ排出量	2,298	1,709	1,661	1,609	1,552	1,494
計画収集人口(人)	11,372	10,167	10,004	9,844	9,686	9,532

※計画収集人口は、県が公表する各年10月1日現在の人口

#### (4) 資源物類・古紙類排出量の推移

資源物類と古紙類の排出割合をみると、約4対6の比率で古紙類が多いことがわかります。資源物類では、空き缶類・空きびん類・金属類・ペットボトルの排出量が年々減少しており、古紙類でも比較すると新聞紙・折込広告や雑誌類、紙パックが相対的に減少傾向にあります。

また、総ごみ排出量に対する資源化率は、その数値が増加し続けていましたが平成30年度は減少しており、約23%となりました。

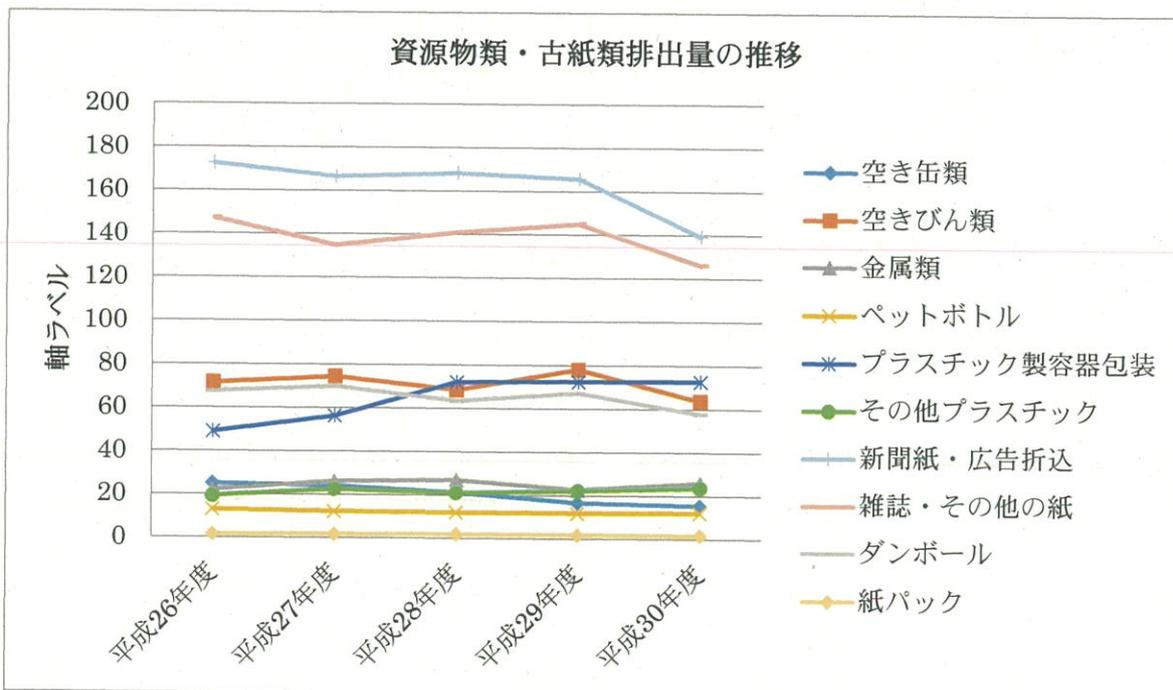
なお、プラスチック製容器包装のみが増加し続けており、平成25年度と比較すると、平成30年度では約150%の増加となっています。

分別すればするほどごみの絶対量が増えるという矛盾もあり、分別して収集すればいいのではなく、ごみを出さない生活習慣が重要となります。

#### 資源物類・古紙類排出量の推移

(単位:t)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
空き缶類	25.18	24.17	21.38	16.78	15.56
空きびん類	71.71	74.67	68.68	78.28	63.88
金属類	22.24	26.18	26.98	22.68	25.92
ペットボトル	13.31	12.48	12.23	12.17	12.29
プラスチック製容器包装	49.15	56.39	72.24	72.65	72.82
その他プラスチック	19.54	22.68	21.24	22.39	23.87
新聞紙・広告折込	172.67	166.60	168.34	165.86	139.49
雑誌・その他の紙	147.53	135.14	141.11	145.34	126.38
ダンボール	67.53	69.86	63.38	67.22	57.67
紙パック	1.84	2.05	2.16	2.19	1.94
計	590.7	590.22	597.74	605.56	539.82



## 資源物類・古紙類排出量の実績

リサイクル目標						(単位:t)
区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
空き缶類	27.61	25.18	24.17	21.38	16.78	15.56
空きびん類	73.56	71.71	74.67	68.68	78.28	63.88
金属類	23.88	22.24	26.18	26.98	22.68	25.92
ペットボトル	13.38	13.31	12.48	12.23	12.17	12.29
プラスチック製容器包装	49.40	49.15	56.39	72.24	72.65	72.82
その他プラスチック	20.43	19.54	22.68	21.24	22.39	23.87
新聞紙・ダンボール等古紙類	420.21	389.42	373.65	374.99	380.61	325.48
古着			10.06	10.59	10.31	8.40
小型家電			10.67	14.14	13.72	14.68
資源ごみ計	628.47	590.55	610.95	622.47	629.59	562.90
可燃ごみ類	2,297.87	2,293.29	2,174.17	1,845.05	1,812.90	1,808.48
埋立ごみ	35.30	35.49	34.06	28.04	32.52	24.36
粗大ごみ	39.53	49.33	37.91	35.49	32.89	44.20
乾電池・蛍光灯類	5.86	5.38	5.79	5.27	5.06	4.59
ごみ排出量合計	3,007.03	2,974.04	2,862.88	2,536.32	2,512.96	2,444.53
資源化率(%)	20.90	19.86	21.34	24.54	25.05	23.03
※汚泥排水	153.33	137.94	93.10	48.50	52.47	28.64
※総排出量	3,160.36	3,111.98	2,955.98	2,584.82	2,565.43	2,473.17

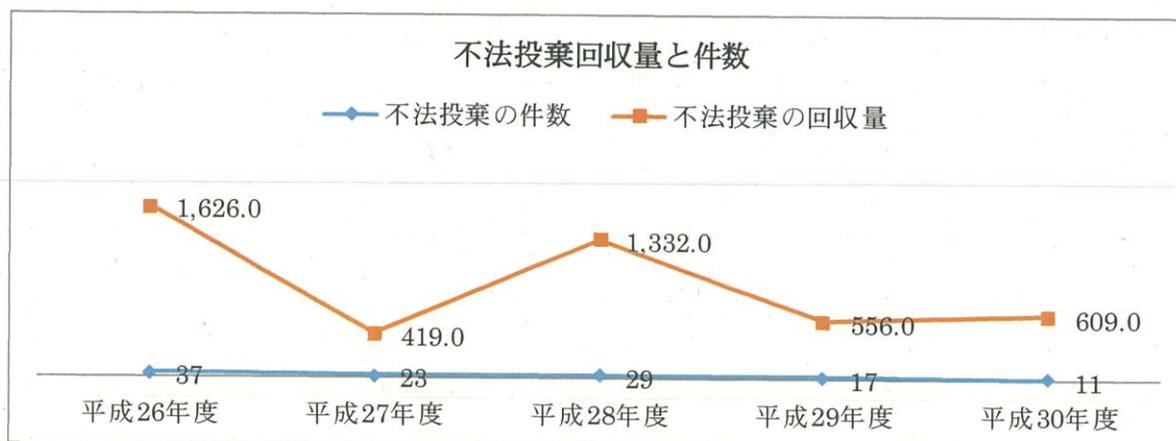
## 2 不法投棄の推移

町不法投棄監視連絡員設置条例に基づき、8名の監視連絡員（牟礼地区4人、三水地区4人）が担当区域をパトロールし監視活動を行ってきました。過去5年間の不法投棄量は、年々件数・量ともに減少傾向にあります。

### 不法投棄の推移

(単位:件、kg)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
不法投棄の件数	37	23	29	17	11
不法投棄の回収量	1,626.0	419.0	1,332.0	556.0	609.0



## 3 「信州プラスチックスマート運動」の実施

～生活スタイルを見つめ直し、プラスチックと賢く付き合ひましょう～

海を漂うプラスチックごみは、海洋生物による誤食のほか、マイクロプラスチックとなり生態系に影響を及ぼすことが世界的な問題となっています。

海洋プラスチックごみの7割は陸域から発生すると言われており、太平洋・日本海に流れ込む河川を有する上流県である長野県にとっても、決して他人事ではありません。

## ◎信州プラスチックスマート運動の具体的な取組

### ○県民の皆さまへのお願い（3つのCを意識した行動）

- \* “Choice” チョイス（意識して選択）
  - ・ そのストローやレジ袋は本当に必要ですか？  
いらないときは断りましょう。
- \* “Change” チェンジ（少しずつ転換）
  - ・ マイバック、マイボトルを使ってみませんか？
  - ・ 詰め替え製品を使ってみませんか？
- \* “Collect” コレクト（分別して回収）
  - ・ 必要なプラスチックは使ってもいいんです。  
でも使い終わったら、ルールに従い分けて回収へ。

### ○小売店、飲食店の皆さまへのお願い

- \* お客さまへの、ストローやレジ袋が必要かの声掛け。
- \* マイバック、マイボトルの推奨（ポイント付与、値引きなど）

### ○企業、農業者の皆さまによる取組のお願い

- \* 代替プラスチック技術開発
- \* 新技術・製品等の研究開発、事業展開（低利融資《中小企業融資制度》）
- \* 成分解性プラスチック農業用マルチの利用促進

### ○学びの場への参加のお願い

- \* 信州環境カレッジでの講座開催
- \* 親子参加型エシカル教室、事業者セミナーの開催

### ○河川一斉回収活動への参加のお願い

- \* ボランティア参加による河川一斉回収「クリーン信州 for ザ・ブルー」実施

### △公共調達におけるプラスチック削減の推進

- \* 公共工事等に係るプラスチック代替製品（生分解性プラスチック、木製品等）活用の検討

### △“エコマネジメント長野”によるプラスチックごみ削減

- \* 全職員がプラスチックごみ削減を「私の環境目標」に設定

### △庁舎内における使い捨てプラスチックごみの削減等

- \* 会議でのマイボトル持参の推奨
- \* 庁舎内における廃棄物分別回収の一層の徹底

県では、プラスチックの削減等に取り組む事業者・団体等を「信州プラスチックスマート運動協力事業者」として登録し、広く取組を紹介します。

## 4 外食時のおいしく「食べきり」ガイド

我が国では、食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が、年間643万トン（平成28年度推計）発生しています。

このうち352万トンが食品産業から発生しています。その内訳をみると、外食産業では133万トンもの食品ロスが発生しており、食べ残しによるものが相当程度を占めています。

地方公共団体では、飲食店等における食品ロスの削減に向けて、「食べきり」運動や、食べきれずに残した料理を自己責任の範囲で持ち帰る「持ち帰り」の呼び掛けも広がり始めています。

外食時の「食べきり」促進に向けて、食べ手（消費者）と作り手（飲食店）双方の理解や実践を更に進めるために、食品ロスをなくしていきましょう。

### ◎まずは、おいしく「食べきり」を実践

おいしく、適量を、残さず、食べきる。

消費者としてできること、飲食店としてできること、それぞれできることを増やして、「食べきり」を実践することで、「食べ残し」を減らします。

#### 消費者の方へ

##### 【飲食店で食事をするときは…】

- できたての最もおいしい状態で提供された料理を食べましょう。
- 自分自身の食事の適量を知り、食べきれると思う量を注文しましょう。
- 小盛や小分けメニューを上手に活用しましょう。お店選びの際には、こうしたメニューのあるお店を積極的に選びましょう。
- 食べ放題のお店では、元を取るために無理をして皿に取ったり、食べ残すのはやめましょう。

##### 【宴会時には…】

- 幹事さんや主催者は、参加者の嗜好や年齢層、男女比などを考えながら食べきれる量に配慮してお店やメニューの選択をしましょう。
- お店を予約する際は、事前に参加者の情報をお店側に伝えましょう。
- 料理を楽しんで食べる時間を作りましょう。例えば、乾杯後の30分間は、提供されたできたての料理に集中して食べることや、お開き前の10分間は食べ残しをしないよう、幹事さんが声をかけるなど料理を食べきるようにしましょう。

#### 飲食店の方へ

##### 【宴会の際には…】

- おいしく食べきっていただくよう、料理を出すタイミングや客層に応じた工夫をしましょう。
- お客さまが、食事量の調整・選択ができるように、小盛や小分けの商品をメニューに採用しましょう。
- 宴会等、大量の食事を準備する際には、食べ残しが発生しないように幹事さんや主催者と食事量やメニューを相談しましょう。

◎食べきれずに残した料理の「持ち帰り」は自己責任の範囲で

食べきれずに残してしまった料理を捨ててしまうのは、もったいない。でも、「持ち帰り」には、衛生上の問題が伴います。

「持ち帰り」を行う場合は、飲食店の方の説明をよく聞いて、食中毒のリスクなどを十分に理解した上で、自己責任の範囲で行うことになります。

消費者の方へ

【自己責任の範囲で】

- 持ち帰りは、十分に加熱された食品で、帰宅後に再加熱が可能なものにし、食べきれぬ量を考えて行いましょう
- 自ら料理を詰める場合は、手を清潔に洗ってから清潔な容器に、清潔な箸等を使って入れましょう。また、水分はできるだけ切り、早く冷えるように浅い容器に小分けしましょう。
- 料理は、温かい所に置かないようにしましょう。
- 時間が経過すると食中毒のリスクが高まるので、帰宅までに時間がかかる場合は、持ち帰りはやめましょう。
- 持ち帰った料理は、帰宅後できるだけ速やかに食べるようにしましょう。
- 中心部まで十分に再加熱してから食べましょう。
- 見た目やにおいなど、少しでも怪しいと思ったら、口に入れるのはやめましょう。

飲食店の方へ

【対応できる範囲で】

- 持ち帰りを希望される方には、食中毒のリスクや取扱方法など、衛生上の注意事項を十分に説明しましょう。
- 持ち帰りには十分に加熱された食品を提供して、生モノや半生など加熱が不十分な料理は、希望者からの要望があっても応じないようにしましょう。
- 清潔な容器に、清潔な箸等を使って入れましょう。水分はできるだけ切り、早く冷えるように浅い容器に小分けしましょう。
- 夏の季節など外気温が高いときは、持ち帰りを休止するか、保冷剤を提供しましょう。
- その他、料理の取扱いについて、注意書きを添えるなど、食中毒等の予防をするための工夫をしましょう。

◎3010 運動で食べきりを促進していきましょう！

宴会などでは乾杯後の“30分”とお開き前の“10分”は、席を立たずに料理を楽しむことにより、食べきりを実践しましょう。

【宴会5箇条】

- 第1条：まずは、適量注文
  - 第2条：幹事さんから「おいしく食べきろう！」の声かけ
  - 第3条：開始30分、終了10分は席を立たず食べる「食べきりタイム！」
  - 第4条：食べきれない料理は仲間で分け合おう
  - 第5条：それでも残った料理は、お店の方に確認して持ち帰りましょう。
- 宴会シーズンも、おいしく食べきりましょう！

◎飯綱町ごみ減量化計画（いづなG30プラン）の進捗状況

可燃ごみの削減目標							
区分	平成25年度	平成28年度	削減量	削減率	平成31年度	削減量	削減率
可燃ごみ量(t/年)	2,297.9	1,845.1	452.8	△ 19.7	1,716.0	581.9	△ 25.3
1人1日当たり排出量(g)	553.6	462.6	91.0	△ 16.4	440.0	113.6	△ 20.5
人口(10月1日現在行政区域内人口)	11,372	10,897	475	△ 4.2	10,684	688	△ 6.0
			目標	25%		目標	30%

リサイクル目標							
区分	平成25年度	平成28年度	増減量	増減率	平成31年度	増減量	増減率
資源ごみ計(t)	628.5	622.5	△ 6.0	△ 1.0	783.0	154.5	24.6
ごみ排出量合計(t)	3,007.0	2,536.3	△ 470.7	△ 15.7	2,578.0	△ 429.0	△ 14.3
資源化率(%)	20.9	24.5	3.6	17.4	30.4	9.5	45.3
		27%	目標		30%	目標	

可燃ごみの削減量と削減率(基準年度:平成25年度)							
区分	平成25年度	平成26年度	削減量	削減率	平成27年度	削減量	削減率
可燃ごみ量(t/年)	2,297.9	2,293.3	4.6	△ 0.2	2,174.2	123.7	△ 5.4
1人1日当たり排出量(g)	553.6	559.4	△ 5.8	1.1	538.5	15.1	△ 2.7
人口(10月1日現在行政区域内人口)	11,372	11,231	141	△ 1.2	11,061	311	△ 2.7

区分	平成25年度	平成28年度	削減量	削減率	平成29年度	削減量	削減率
可燃ごみ量(t/年)	2,297.9	1,845.1	452.8	△ 19.7	1,812.9	485.0	△ 21.1
1人1日当たり排出量(g)	553.6	462.6	91.0	△ 16.4	464.2	89.4	△ 16.1
人口(10月1日現在行政区域内人口)	11,372	10,897	475	△ 4.2	10,699	673	△ 5.9

区分	平成25年度	平成30年度	削減量	削減率	平成31年度	削減量	削減率
可燃ごみ量(t/年)	2,297.9	1,808.5	489.4	△ 21.3	2,297.9	△ 100.0	
1人1日当たり排出量(g)	553.6	471.9	81.7	△ 14.8	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
人口(10月1日現在行政区域内人口)	11,372	10,500	872	△ 7.7	11372	△ 100.0	

◎地球温暖化のメカニズム ～どうしてこんなことが～

環境問題というごみの問題は社会問題として取り上げられ、ごみの問題を考えることが持続可能社会の構築になると短絡した考え方の人もいます。ごみの問題は大きな問題ですが、温暖化防止活動という点から考えると、いくつかの焦点の一つという取扱いになります。

○ごみ問題がどのように地球温暖化に関係しているか

消費者の目に見えるわかりやすい2つの理由としては、ごみを運ぶためにエネルギーが使われること、燃やすときに燃料が使われることが言えます。そして、その他に、ごみを生産するためにエネルギーが使われていることも考えられます。

○ごみの生産

消費者がものを購入するとき「見栄えが良い」という理由で選択することは多いのですが、「見栄えを良く」するために無駄なエネルギーが使われることがあります。

最近ではデパートの過剰包装の削減は進みましたが、いまだに贈答用などで過剰包装を見かけることがあります。スーパー等のトレーやレジ袋の削減もなかなか思うように進んでいません。トレーは回収ボックスが設けられてリサイクルが進んでいますが、リサイクルされずに家庭から可燃ごみとして捨てられるトレーもあります。

このような1度だけ使い、捨てられるものでも生産・運搬・焼却と全てにエネルギーが投入されます。削減するためには、個人の努力では無理があり、ごみになるものを最初から生産しないという社会を作る必要があります。現在はごみを処理する費用はほとんどが税金等で賄われています。そのため、ごみ処理にかかる経費が商品の値段に反映されていません。

ごみが大量に出るようなものでも売れさえすれば、儲かる仕組みになっています。このシステムを変えて、ごみになるものを作った会社は、そのごみの処理費用を負担しなければならないという社会になれば、ごみの生産量は抑制され、社会全体としてのごみに係わる負担は削減されていきます。これはそのままエネルギーの削減につながります。

こうした社会を作るためには住民の認識を改めてもらう必要があります。ごみに係っている処理費用についてきちんと認識してもらうことが重要です。

### ○ 廃棄物の減量チェック表

廃棄物（ごみ）の減量実践項目	実践前	実践後
・ 買い物のとき、マイバックを持参して、余分な包装を断っているか		
・ 何回も使える詰替え用商品を選んでいるか		
・ いらぬものは買わず、計画的な買い物をしているか		
・ 食品は賞味期限内に食べ、無駄に捨てないようにしているか		
・ ティッシュを使わずに、雑巾や台布巾を使っているか		
・ 使い捨ての紙製品は、なるべく使わないようにしているか		
・ なるべくエコマークの商品を買うようにしているか		
・ 新聞、雑誌、牛乳パックなど紙類は、資源回収に出しているか		
・ ビン類、缶類、ペットボトル、食品トレイなどは資源回収に出しているか		
・ 分別できるものはしっかり分別し、資源としているか		
・ いらぬものでもまだ使えるものは、フリマなどに出しているか		
・ 小型家電等は、購入店、買替店、製造メーカーへ引取りを確認しているか		

※チェックしてみよう！ ○…できている △…一応できている ×…できてない

### ○ 可燃ごみを出した量

実践前	日付	月 日 曜日	月 日 曜日	総合計	※可燃ごみ量の調査は可燃ごみ収集日（週2回）です。
	袋の数	個	個	個	
	可燃ごみ重量	kg	kg	kg	
↓					
実践後	日付	月 日 曜日	月 日 曜日	総合計	※可燃ごみ量の調査は可燃ごみ収集日（週2回）です。
	袋の数	① 個	② 個	③ 個	
	可燃ごみ重量	kg	kg	kg	

## ○廃棄物処理の取扱い及び廃棄物の減量化に対する基本的な考え方（法令）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「法」という。）、並びに飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 80 号）（以下「条例」という。）の規定について

### （定義）

法第 2 条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

(1) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

(2) 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。）を除く。）

条例第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物 法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。

(2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する廃棄物をいう。

(3) 特別管理一般廃棄物 法第 2 条第 3 項に規定する廃棄物をいう。

(4) 産業廃棄物 法第 2 条第 4 項に規定する廃棄物をいう。

### （国民の責務／住民の責務）

法第 2 条の 4 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

条例第 3 条 住民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

### （事業者の責務）

法第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

条例第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合における適正な処理方法についての情報を提供するとともに、その適正処理が困難になる場合には、自らその回収に努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し町の施策に協力しなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務／町の責務)

法第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

#### 2・3 略

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

条例第5条 町長は、区域内における一般廃棄物の減量を図る等その適正な処理を確保するため、住民及び事業者の廃棄物に関する意識の啓発を図るよう努めるとともに、廃棄物の資源化・再利用化活動等住民の自主的な活動の促進を図らなければならない。

●循環型社会を形成するための法体系：環境基本法（平成5年法律第95号）、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、特定家庭用機器等再商品化法（平成10年法律第97号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成4年法律第87号）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）など

## ○廃棄物の投棄禁止及び焼却禁止に対する基本的な考え方（法令）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）（以下「廃棄物令」という。）、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）（以下「河川令」という。）、軽犯罪法（昭和 23 年法律第 39 号）の規定について

### （定義）

**廃棄物法第 2 条** この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

#### 【廃棄物から除外されるもの】

- ・ 気体状のもの
- ・ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂
- ・ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ・ 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
  
- ・ 廃棄物とは…占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため  
不要となったもの ※廃棄物でない物＝有価物
- ・ 有価物とは…価値のあるもの、通常の社会生活で売買の対象になっているもの

### （投棄禁止）

**廃棄物法第 16 条** 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

### （焼却禁止）

**廃棄物法第 16 条の 2** 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

### （焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

**廃棄物令第 14 条** 法第 16 条の 2 第 3 号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

- 三 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

#### 第5章 罰則

廃棄物法第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

十五 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

廃棄物法第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項 3億円以下の罰金刑

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

河川令第16条の4 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。）に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

ハ イ又は口に掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

#### 第5章 罰則

河川令第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 二 第16条の4第1項の規定に違反して、河川区域内の土地に同項第2号イからハまでに掲げるものを捨て、又は放置した者

#### 軽犯罪法

第1条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

二十七 公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者

第2条 前条の罪を犯した者に対しては、情状に因り、その刑を免除し、又は拘留及び科料を併科することができる。

第3条 第1条の罪を教唆し、又は幫助した者は、正犯に準ずる。

## ○自然環境と一体となった地域性豊かな景観の確保に対する基本的な考え方（法令）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「法」という。）、並びに飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 80 号）（以下「条例」という。）の規定について

### （清潔の保持等／清潔の保持）

法第 5 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 土地の所有者は又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。
- 3 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。
- 4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
- 6 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。
- 7 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

条例第 6 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者。以下「占有者」という。）は、便所及び廃棄物容器等の周囲を常に清掃し、消毒、殺虫等を行って清潔の保持に努めなければならない。

- 2 占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の空き地には囲いを設ける等みだりに廃棄物が投棄されないよう管理しなければならない。
- 3 公共の場所で、ビラ、チラシ等を配布した者は、その付近に散乱した当該ビラ、チラシ等を速やかに清掃しなければならない。
- 4 建設工事の施工者は、不法投棄の誘発、美観の汚損を招来しないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の適正処理に努めなければならない。

(占有者の協力義務)

条例第9条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物を自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該廃棄物を適正に分別する等町が行う一般廃棄物の適正な処理に協力しなければならない。

- 2 占有者は、一般廃棄物が飛散し、流出し、又はその悪臭が発生しないようにするとともに、一般廃棄物を一時集積しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。
- 3 占有者は、町が行う一般廃棄物の通常の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。
  - (1) 著しく悪臭を発するもの
  - (2) 特別管理一般廃棄物に指定されているもの
  - (3) 町が適正処理困難と認めるもの
- 4 前項各号に掲げる一般廃棄物を排出するときは、町長の指示に従わなければならない。

(処理報告等)

条例第10条 町長は、廃棄物の適正な処理を確保するため、必要があると認めるときは、占有者、事業者、一般廃棄物処理事業者及び浄化槽清掃業者に対し当該廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示することができる。

(一般廃棄物の自己処理基準)

条例第11条 占有者は、一般廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分(再生を含む。)するときは、法施行令(昭和46年政令第300号)第3条及び第4条の2に定める基準に準じて処理しなければならない。

待ったなし！  
第二次飯綱町ごみ減量化計画  
(いいづなG35 プラン)

発行年月	令和元年 12 月
発 行	飯綱町
編 集	飯綱町 住民環境課 生活環境係 〒389-1293 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2795 番地 1 電話：026-253-2511 FAX：026-253-6887 Mail：seikan@town.iizuna.nagano.jp 【一般】 ：seikan@town.iizuna.lg.jp 【官公庁専用】



飯網町PRキャラクター「みつどん」